

那須塩原市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書

那須塩原市が設置する放課後児童クラブの運営業務を委託するための仕様について、次のとおり定める。

1 件名

那須塩原市放課後児童クラブ運営業務委託

2 事業の実施場所

市が設置する放課後児童クラブの名称、所在地及び定員は、次のとおりである。

名 称	対象小学校	所 在 地	定員
大原間小学校放課後児童クラブ	大原間小学校	那須塩原市方京 3 丁目 14-6	77 人
黒磯小学校放課後児童クラブ	黒磯小学校	那須塩原市豊町 2-1	50 人
共英小学校放課後児童クラブ	共英小学校	那須塩原市共壘社 99-1	62 人
豊浦小学校放課後児童クラブ	豊浦小学校	那須塩原市豊浦 17	52 人
埼玉小学校放課後児童クラブ	埼玉小学校	那須塩原市埼玉 99	66 人
鍋掛小学校放課後児童クラブ	鍋掛小学校	那須塩原市鍋掛 1019	28 人
東原小学校放課後児童クラブ	東原小学校	那須塩原市東原 4	22 人
稲村小学校放課後児童クラブ	稲村小学校	那須塩原市埼玉 8	69 人
高林小学校放課後児童クラブ	高林小学校	那須塩原市高林 455	37 人
青木小学校放課後児童クラブ	青木小学校	那須塩原市青木 13-1	56 人
三島小学校放課後児童クラブ	三島小学校	那須塩原市三島 1 丁目 22	86 人
三島小学校第 2 放課後児童クラブ	三島小学校	那須塩原市三島 1 丁目 22	40 人
東小学校放課後児童クラブ	東小学校	那須塩原市太夫塚 1 丁目 194-78	43 人
西小学校放課後児童クラブ	西小学校	那須塩原市四区町 661	56 人
西小学校第 2 放課後児童クラブ	西小学校	那須塩原市四区町 661	34 人
南小学校放課後児童クラブ	南小学校	那須塩原市二区町 401	34 人
南小学校第 2 放課後児童クラブ	南小学校	那須塩原市二区町 401	45 人
槻沢小学校放課後児童クラブ	槻沢小学校	那須塩原市槻沢 231	16 人
大山小学校児童クラブ	大山小学校	那須塩原市下永田 8 丁目 7-86	58 人
大山小学校第 2 放課後児童クラブ	大山小学校	那須塩原市下永田 8 丁目 7-86	47 人
大貫小学校放課後児童クラブ	大貫小学校	那須塩原市上大貫 2077-2	32 人
横林小学校放課後児童クラブ	横林小学校	那須塩原市横林 137-5	9 人
関谷小学校放課後児童クラブ	関谷小学校	那須塩原市関谷 2018-1	31 人

なお、本市では、放課後児童クラブの施設整備を進めており、平成29年度以降の放課後児童クラブの定員等が次のとおり変更になる予定である。定員及び支援の単位については、業務委託を受託するための目安であり、委託契約における定員及び支援の単位は、市と受託者が協議の上、定めるものとする。

(1) 既存放課後児童クラブの定員の変更

平成29年度

名 称	対象小学校	所 在 地	定員
東原小学校放課後児童クラブ	東原小学校	那須塩原市東原4	70人
稲村小学校放課後児童クラブ	稲村小学校	那須塩原市稲村8-120	70人

平成30年度

名 称	対象小学校	所 在 地	定員
大原間小学校放課後児童クラブ	大原間小学校	那須塩原市方京3丁目14-6	90人
槻沢小学校放課後児童クラブ	槻沢小学校	那須塩原市槻沢1	60人

(2) 放課後児童クラブの新設

平成29年度

名 称	対象小学校	所 在 地	定員
三島小学校第3放課後児童クラブ	三島小学校	那須塩原市三島1丁目22	50人

平成30年度

名 称	対象小学校	所 在 地	定員
大山小学校第3放課後児童クラブ	大山小学校	那須塩原市下永田8丁目7-86	40人

平成31年度

名 称	対象小学校	所 在 地	定員
鍋掛小学校第2放課後児童クラブ	鍋掛小学校	那須塩原市鍋掛1019	40人
東小学校第2放課後児童クラブ	東小学校	那須塩原市太夫塚1丁目193	30人
関谷小学校第2放課後児童クラブ	関谷小学校	那須塩原市関谷2018-1	40人

平成32年度

名 称	対象小学校	所 在 地	定員
高林小学校第2放課後児童クラブ	高林小学校	那須塩原市高林455	40人

(3) 支援の単位

本市における放課後児童クラブの児童の数は概ね40人としており、各放課後児童クラブの支援の単位は次のとおりとする予定である。

名 称	支援の単位数				
	H29	H30	H31	H32	H33
大原間小学校放課後児童クラブ	1	1	2	2	2
黒磯小学校放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
共英小学校放課後児童クラブ	1	1	2	2	2
豊浦小学校放課後児童クラブ	2	2	2	2	2
埼玉小学校放課後児童クラブ	2	2	2	2	2
鍋掛小学校放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
鍋掛小学校第2放課後児童クラブ	0	0	0	1	1
東原小学校放課後児童クラブ	2	2	2	2	2
稲村小学校放課後児童クラブ	2	2	2	2	2
高林小学校放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
高林小学校第2放課後児童クラブ	0	0	0	1	1
青木小学校放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
三島小学校放課後児童クラブ	2	2	2	2	2
三島小学校第2放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
三島小学校第3放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
東小学校放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
東小学校第2放課後児童クラブ	0	0	1	1	1
西小学校放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
西小学校第2放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
南小学校放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
南小学校第2放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
槻沢小学校放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
大山小学校児童クラブ	1	2	2	2	2
大山小学校第2放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
大山小学校第3放課後児童クラブ	0	1	1	1	1
大貫小学校放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
横林小学校放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
関谷小学校放課後児童クラブ	1	1	1	1	1
関谷小学校第2放課後児童クラブ	0	0	0	1	1
合 計	29	31	34	37	37

3 事業期間

事業期間は、運営準備期間及び運営期間で構成される。本業務における運営準備期間及び運営期間は以下のとおりとする。なお、運営準備期間に要する費用は、受託者が負担するものとする。

- ①運営準備期間 契約締結の翌日から平成29年3月31日まで
- ②運営期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
- ③事業期間 契約締結の翌日から平成34年3月31日まで

4 運営準備期間における業務

本業務における運営準備業務は、次のとおりとする。

- (1) 運営委託業務に必要な人員の確保
- (2) 運営委託業務に係る入会申込書等の資料内容の確認
- (3) 各放課後児童クラブの状況調査

5 開所日及び休業日

放課後児童クラブの開所日は、月曜日から土曜日までとし、年間250日以上開所すること。

休業日は次の各号に掲げる日とする。ただし、市と受託者が協議の上、必要と認められた場合には、臨時に開所できるものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日

6 開所時間

開所時間は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、市と受託者が協議の上、開所時間を変更することができる。

- (1) 小学校の授業日 午後1時から午後7時まで
- (2) 小学校の授業の休業日 午前7時30分から午後7時まで
- (3) 土曜日 午前7時30分から午後7時まで

7 対象者、定員

対象者は、小学1年生から6年生までの児童とする。

定員は、「3 事業の実施場所」に定める定員とするが、定員を超える申込みがあった場合、その学区内の保育需要、施設面積等を総合的に考慮し、施設の規模及び支援員等の指導に支障がないと市長が認めた場合には、弾力的な受入れができるものとする。

なお、施設の整備等により、放課後児童クラブの新設又は児童の専用区画の増床若しくは支援の単位を分ける場合においては、市と受託者が協議の上、定員を定めるも

のとする。ただし、平成32年4月1日以降の定員は、那須塩原市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成26年那須塩原市告示第64号。以下「実施要綱」という。）第14条の規定に基づき算出したクラブ室の床面積を1.65㎡（児童一人当たりの専用区画）で除して得た数の小数点第一以下を切り捨てた数とする。

8 保育料

本市の放課後児童クラブの保育料は、実施要綱第24条の規定に基づき、市と協議の上事業者が定めることができることとしている。市が設置する放課後児童クラブの保育料は、放課後児童クラブごとに異なっているため、受託者は、平成29年度以降の保育料について、統一した金額を設定すること。

なお、保育料の徴収は、受託者が行い、放課後児童クラブの運営費用に充てること。

9 業務内容

受託者は、那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那須塩原市条例第27号。以下「条例」という。）、那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年那須塩原市規則第27号）及び実施要綱に従い、児童の健全育成を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 児童の基本的な権利の保障

那須塩原市子どもの権利条例（平成26年那須塩原市条例第4号）の規定を遵守するとともに、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをせず、利用児童の人権への配慮、人格を尊重して運営すること。

(2) 児童の健康管理及び安全管理

児童の健康状態については、小学校、保護者との連携により日常的に把握し、発熱や嘔吐などの異常が認められる場合は、保護者に連絡するなど状況に応じて適切な措置を講じること。

また、消火器を設置し、避難及び消火に対する訓練は、年2回以上行うこと。

(3) 放課後における児童の健全な生活の支援

児童の出席状況を把握するとともに、日誌により日々の子どもの状況や支援の内容を記録し、職員間の情報共有、市への報告を行うこと。

(4) 集団生活における児童の心身の安定の維持

子どもは、その時々体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることがある。また、時には放課後児童支援員又は補助員（放課後児童支援員が行う支援について補助する者をいう。以下同じ。）の指示を拒んだり、反抗的な態度をとったりすることもあるので、心身の安定を維持するように努めること。

(5) 遊び、行事等集団における活動を通じての児童の成長の支援

年間計画及び月間計画を作成すること。計画の作成に当たっては、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向

上を図り、基本的な生活習慣が確立するような活動の企画、運営について定めること。次に計画内容を例示する。

- ア 学習活動（宿題、プリント学習、音楽・映画鑑賞、食育など）
- イ 製作活動（工作、折り紙、カレンダー作り、合わせ絵作りなど）
- ウ スポーツ活動（ドッジボール、一輪車、ホッピング、縄跳びなど）
- エ 遊び的な活動（ケンパー、クイズ、カード遊び、ゲームなど）
- オ 自然体験活動（花作り、野菜作りなど）
- カ 放課後児童クラブ全体の交流活動（交流会、運動会など）

(6) 保護者との連携

連絡帳等の活用や放課後児童クラブだよりの発行等により、保護者と密接に連絡をとり、児童の健康及び行動について情報を共有するとともに、支援の内容等について理解及び協力を得るよう努めること。

(7) 学校及び関係機関との連携

利用者の通学する小学校及び関係機関と密接に連携して支援に当たること。

(8) その他児童の健全育成上必要な活動

上記のほか、児童の健全育成に必要と思われる活動を行うこと。

10 職員及び主任支援員並びに服務

- (1) 受託者は、条例第10条の規定に基づき、概ね40人を単位とする支援の単位ごとに放課後児童支援員（平成32年3月31日までに都道府県知事が行う研修を修了する見込みの者を含む。）を2人以上配置すること。ただし、放課後児童支援員1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。以下同じ。）とすることができるものとする。
- (2) 受託者は、障害児（支援が必要な児童を含む。）を受け入れる場合は、支援の単位ごとに、次に掲げる支援員等（放課後児童支援員又は補助員をいう。）を追加配置するものとする。

障害児数	支援員等人数
1人以上2人以下	1人以上
3人以上4人以下	2人以上
5人以上	3人以上

- (3) 受託者は、放課後児童支援員のうち1人を業務遂行上の責任者として主任支援員として定め、市との連絡調整の任に当たらせるとともに、常に所在を明らかにしておくこと。
- (4) 受託者は、支援員等及び保護者の負担軽減のため、事務を行う者を雇用すること。
- (5) 受託者は、支援員等に対して個人情報保護について、関係法令の遵守を徹底するとともに、法令上の全ての責任を負う。
- (6) 受託者は、児童に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。また、受託者は、法令上の禁止行為及び社会通念上の禁止行為について、支援員等への指

導、監督を行うとともに、法令上の全ての責任を負う。

- (7) 受託者は、委託期間開始前に支援員等全ての職員の履歴書を提出すること。また、有資格者については、免許又は資格証の写しも併せて提出すること。

1 1 施設設備の使用

- (1) 受託者は、市が所有する放課後児童クラブの施設及び土地を無償で使用することができるものとする。

既存の施設備品については、市は無償で貸与し、受託者は善良な管理者の注意をもって使用するものとする。なお、その他の少額備品等の購入については、受託者が用意するものとする。

- (2) 受託者は、施設設備が破損した場合は、速やかに市に報告し、その指示に従うものとする。

1 2 報告

受託者は、次に掲げるものを市に提出し、報告すること。

- (1) 実績報告書 各年度の事業期間終了後、4月30日までに
- (2) 事故報告書 事故後速やかに
- (3) 児童クラブ状況調査 毎月5日までに
- (4) 避難訓練報告書 避難訓練終了後速やかに

1 3 業務分担区分、費用区分及びリスク分担

業務分担区分は、別紙1のとおりとする。

業務にかかる人件費は、全て受託者の負担とする、また、人件費以外の費用区分は、別紙2のとおりとする。

また、リスク分担は別紙3のとおりとする。

1 4 委託料

- (1) 放課後児童クラブ運営

業務委託料は、委託料積算基準に基づき放課後児童クラブごとに算出した金額の総額とする。支援の単位を分けた場合には、委託料積算基準に準じた金額により算出した金額とする。

- (2) 管理費

法人運営に要する経費は、放課後児童クラブ運営に必要な経費として市が認めた金額とする。

- (3) 支払条件

各事業年度において、前金払（4月）、部分払（12月）及び実績に応じた精算払（3月）の3回払いを予定しているが、詳細は、契約候補者と協議して決定することとする。

15 その他

- (1) 放課後児童クラブの運営に当たっては、条例に定める基準を超えて常に質を向上させること。
- (2) 受託者は、運営上の事務処理、児童数の把握、施設の維持管理等日常の諸課題等について市と適宜協議を行い、運営に当たること。
- (3) 受託者は、開所日及び開所時間外に放課後児童クラブの施設等を使用するときは、市と協議すること。
- (4) 受託者は、運營業務について、市の指示に速やかに対応すること。
- (5) 事業期間又は契約終了までに新たな受託者が決定しているときは、受託者は、新たな受託者に対して市の指定する方法により業務の引継を行うこと。なお、引継に関する費用は、市では一切関与しない。
- (6) この仕様書に定めがない事項については、市、受託者の協議により決定するものとする。